

雇用保険法

解答・解説

問3

- A ⑯ 並びに労働者が子を養育するための休業及び所定労働時間を短縮することによる就業
- B ⑮ 失業の予防
- C ⑧ 1年
- D ⑩ 求職の申込みをした上
- E ③ 78日

本問1は、雇用保険法の目的に関する出題で、雇用保険法1条からの出題である。

雇用保険法第1条は、「雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合並びに労働者が子を養育するための休業及び所定労働時間を短縮することによる就業をした場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。」と規定している。

本問2は、高年齢求職者給付金に関する出題で、雇用保険法37条の4第5項からの出題である。

雇用保険法第37条の4第5項は、「高年齢求職者給付金の支給を受けようとする高年齢受給資格者は、離職の日の翌日から起算して1年を経過する日までに、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした上、失業していることについての認定を受けなければならない。」と規定している。

本問3は、日雇労働求職者給付金の特例に関する出題で、雇用保険法53条1項からの出題である。

雇用保険法第53条第1項は、日雇労働被保険者が失業した場合に日雇労働求職者給付金の支給を受けるための要件の1つとして、継続する6月間に当該日雇労働被保険者について印紙保険料が各月11日分以上、かつ、通算して78日分以上納付されていることを定めている。